

居宅介護支援事業所の皆様へ

短期入所サービスについては、利用者が居宅で自立した日常生活を維持するために利用されるべきものであることや、短期入所サービス専用のベッドに限りがあることにより、できる限り認定有効期間のおおむね半数を超えない範囲で居宅サービス計画の作成に努めるものとしています。

しかし、一律に短期入所サービスの利用を制限することは、利用者の心身の状況等を勘案した際には、困難な事例も想定されるため、短期入所サービスの弾力的運用を図り、特に必要と認められる場合には、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを利用することができることとなっています。

つきましては、短期入所サービスの利用を有効期間のおおむね半数を超えて計画に位置づける場合には、常総市に対して「**要介護認定期間の半数を超える短期入所利用報告書**」を提出してください。

なを、報告書の提出にあつたては、次の点に注意してください。

1. 短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える場合には、特別養護老人ホーム等への入所待機状態にあるか。また、この理由による待機者については、入所の優先順位が比較的高いと思われるが、特定の施設のみでなく複数の施設に入所予約するなど、短期入所のおおむね半数を超えての利用の早期解消に努めているか。
2. 短期入所サービスの利用については、有効期間のおおむね半数を超える場合であっても、その利用者の心身の状況等を十分に勘案し必要最低限にとどめること。
3. 報告書については、認定の有効期間内に短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える見込みとなったときに提出すること。なお、次期有効期間において同様におおむね半数を超えることになったときは再度提出すること。

※ 指定居宅介護支援を行うケアマネジャーは、短期入所サービスを居宅サービス計画に位置づけるときには、このサービスが在宅生活の維持につながるように十分に留意しなければならないことになっております。

このため、計画の作成に当たっては、その利用の妥当性について市町村が判断すべきものではなく、ケアマネジャーが自らの責任において適宜判断した上で、位置付けてください。なお、報告書の提出については、給付の適正化の観点から常総市へ提出していただくものであることをご承知おきください。